

第10次大分県卸売市場整備計画

平成28年10月

大 分 県

○ 計画の目的及び公表について

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定に基づき、平成32年度を目標年度とする「大分県卸売市場整備計画」を定めたので、同条第4項の規定により公表する。

平成28年10月28日

大分県知事 広瀬 勝 貞

目 次

第1	計画の期間	1
第2	卸売市場を取り巻く現状と今後の見通し	1
	1 全国の状況	1
	2 県内の現状	3
	3 県内の需給量等の見込み	4
第3	卸売市場の目指すべき方向	5
	1 背景と課題	5
	2 計画の基本方針	5
第4	卸売市場の適正な配置の方針	5
	1 流通圏の設定	5
	2 市場整備の考え方	6
	3 配置計画	7
第5	近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標	10
	1 立地に関する事項	10
	2 施設の種類に関する事項	10
	3 施設の規模に関する事項	10
	4 施設の配置、運営及び構造に関する事項	10
第6	取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項	12
	1 取引の合理化に関する事項	12
	2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項	14
	3 物品の品質管理の高度化に関する事項	14
第7	卸売業者及び仲卸業者等の経営の合理化に関する事項	15
	1 経営改善の取組み	15
	2 市場取引活性化への取組み	16
	3 卸売業者に係る財務基準	16
第8	その他	16
第9	計画推進に向けた取組み	17
参考資料		
	1 県内卸売市場・卸売業者一覧	19
	2 県内卸売市場位置図	20
	3 大分県卸売市場審議会委員名簿	21

第1 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5カ年とする。

第2 卸売市場を取り巻く現状と今後の見通し

1 全国の状況

(1) 市場の流通量

項目	区分	単位	平成15年	平成20年	平成25年	H25/H20	H25/H15
総流通量	青果	千トン	23,094	22,699	22,019	97%	95%
	水産物	千トン	8,042	7,007	6,100	87%	76%
	花き	億円	5,925	4,885	4,685	96%	79%
市場経由率	青果	%	69.2	63.0	60.0	95%	87%
	水産物	%	63.4	58.4	54.1	93%	85%
	花き	%	80.9	84.0	78.0	93%	96%

項目	区分	単位	平成15年	平成20年	平成25年	H25/H20	H25/H15
中央卸売市場取扱額	青果	億円	21,662	19,960	19,178	96%	89%
	水産物	億円	23,477	20,014	16,014	80%	68%
	花き	億円	1,581	1,434	1,268	88%	80%
地方卸売市場取扱額	青果	億円	14,652	13,690	12,543	92%	86%
	水産物	億円	9,456	7,387	6,964	94%	74%
	花き	億円	3,112	2,665	2,640	99%	85%
卸売市場取扱額計	青果	億円	36,314	33,650	31,721	94%	87%
	水産物	億円	32,933	27,401	22,978	84%	70%
	花き	億円	4,693	4,099	3,908	95%	83%

(2) 卸売市場数・卸売業者数の推移

項目	区分	平成15年	平成20年	平成25年	H25/H20	H25/H15
中央卸売市場数	青果	71	64	56	88%	79%
	水産物	53	49	39	80%	74%
	花き	25	23	19	83%	76%
	合計	149	136	114	84%	77%
地方卸売市場数	青果	652	581	525	90%	81%
	水産物	650	620	580	94%	89%
	花き	177	163	149	91%	84%
	合計	1,479	1,364	1,254	92%	85%
卸売市場数合計	青果	723	645	581	90%	80%
	水産物	703	669	619	93%	88%
	花き	202	186	168	90%	83%
	合計	1,628	1,500	1,368	91%	84%

項目	区分	平成15年	平成20年	平成25年	H25/H20	H25/H15
中央卸売市場卸売業者数	青果	100	90	76	84%	76%
	水産物	92	85	61	72%	66%
	花き	31	29	24	83%	77%
	合計	223	204	161	79%	72%
地方卸売市場卸売業者数	青果	721	638	590	92%	82%
	水産物	691	668	626	94%	91%
	花き	184	169	157	93%	85%
	合計	1,596	1,475	1,373	93%	86%
卸売業者数計	青果	821	728	666	91%	81%
	水産物	783	753	687	91%	88%
	花き	215	198	181	91%	84%
	合計	1,819	1,679	1,534	91%	84%

(3) 取引の形態
(中央卸売市場)

項目	区分	平成15年	平成20年	平成25年	H25/H20	H25/H15
せり・入札の割合	青果	26.5%	18.7%	11.6%	62%	44%
	水産物	24.6%	20.8%	17.9%	86%	73%
	花き	58.0%	37.5%	27.0%	72%	47%
委託集荷の割合	青果	72.3%	67.4%	62.7%	93%	87%
	水産物	32.1%	27.0%	21.2%	79%	66%
	花き	96.4%	94.4%	93.1%	99%	97%

(地方卸売市場)

項目	区分	平成15年	平成20年	平成25年	H25/H20	H25/H15
せり・入札の割合	青果	42.1%	33.2%	27.6%	83%	66%
	水産物	19.8%	17.2%	16.2%	94%	82%
	花き	74.9%	54.3%	42.5%	78%	57%
委託集荷の割合	青果	66.2%	64.7%	63.4%	98%	96%
	水産物	28.0%	24.3%	24.7%	102%	88%
	花き	94.7%	89.2%	86.7%	97%	92%

※ 資料：農林水産省卸売市場データ集（平成28年6月公表）より抜粋

2 県内の現状

(1) 青果物卸売市場地区別取扱高

(百万円、%)

地区名 (市場数)	平成21年		平成26年		H26/H21	
	取扱高	構成比	取扱高	構成比	取扱高増減	構成比増減
東部地区 (3)	4,109	15.3%	2,977	11.1%	72.5%	72.6%
中部地区 (4)	16,627	61.8%	16,320	60.8%	98.2%	98.4%
南部豊肥地区 (4)	1,336	5.0%	1,128	4.2%	84.4%	84.6%
西部地区 (3)	1,177	4.4%	1,696	6.3%	144.1%	144.5%
北部地区 (5)	3,648	13.6%	4,708	17.5%	129.1%	129.4%
合計 (17)	26,897	100.0%	26,829	100.0%	99.7%	100.0%

(2) 水産物卸売市場地区別取扱高

(百万円、%)

地区名 (市場数)	平成21年		平成26年		H26/H21	
	取扱高	構成比	取扱高	構成比	取扱高増減	構成比増減
東部地区 (5)	2,350	11.0%	2,055	10.2%	87.4%	93.5%
中部地区 (5)	10,377	48.4%	9,801	48.9%	94.4%	100.9%
南部豊肥地区 (6)	4,327	20.2%	4,877	24.3%	112.7%	120.5%
西部地区 (1)	432	2.0%	319	1.6%	73.8%	78.9%
北部地区 (3)	3,944	18.4%	2,999	15.0%	76.0%	81.3%
合計 (20)	21,430	100.0%	20,051	100.0%	93.6%	100.0%

(3) 花き卸売市場地区別取扱高

(百万円、%)

地区名 (市場数)	平成21年		平成26年		H26/H21	
	取扱高	構成比	取扱高	構成比	取扱高増減	構成比増減
東部地区 (1)	417	16.4%	339	14.6%	81.3%	89.5%
中部地区 (3)	1,998	78.4%	1,848	79.8%	92.5%	101.8%
北部地区 (1)	134	5.3%	129	5.6%	96.3%	106.0%
合計 (4)	2,549	100.0%	2,316	100.0%	90.9%	100.0%

※ 市場数は許可された市場だけでなく、従たる取扱品目として花を取扱っている市場を含む。

- ※ 東部地区：杵築市、別府市、国東市、日出町
中部地区：大分市、臼杵市、津久見市
南部豊肥地区：佐伯市、竹田市
西部地区：日田市、玖珠町
北部地区：中津市、宇佐市、豊後高田市
(市場が設置されている市町のみ記載)

3 県内の需給量等の見込み

項目	種別 年	野菜			果実		
		平成26年	平成32年	H32/H26	平成26年	平成32年	H32/H26
県内人口		1,171,702	1,134,264	97%	1,171,702	1,134,264	97%
1人当たり年間需要量		127.5人	128.0人	100%	47.0人	39.6人	84%
総需要量		149,392g	145,186g	97%	55,070kg	44,917kg	82%
市場供給量		88,538t	88,645t	100%	38,192t	33,641t	88%
市場供給率		59%	61%	103%	69%	75%	108%

項目	種別 年	水産物			花き		
		平成26年	平成32年	H32/H26	平成26年	平成32年	H32/H26
県内人口		1,171,702	1,134,264	97%	1,171,702	1,134,264	97%

1人当たり	49.4人	43.6人	88%	4,093人	4,618人	113%
総需要量	57,882kg	49,454kg	85%	4,796円	5,238円	109%
市場供給量	44,832t	44,365t	99%	2,316万円	1,766万円	76%
市場供給率	77%	90%	116%	百48%	百34%	70%

- ・平成26年の人口は大分県の人口推計報告（年報）、平成32年は国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口（結果表1）による
- ・果実、野菜、水産物の平成26年の1人当たり年間需要量は、農林水産省の食料需給表（粗食料）、平成32年は過去のデータを基に、最小二乗法を用いて推計
- ・花きの平成26年の1人当たりの年間需要量は、総務省統計局の家計調査の数値から算出
平成32年は過去のデータを基に、最小二乗法を用いて推計
- ・総需要量は県内人口と1人当たり年間需要量を乗じて算出
- ・市場供給量は、おおいたブランド推進課が実施した卸売市場実態調査から抜粋
平成32年の市場供給量は、過去のデータを基に、最小二乗法を用いて推計

第3 卸売市場の目指すべき方向

1 背景と課題

地方卸売市場を取りまく環境は以下のとおり大きく変化し、厳しさを増している。

- ① 少子高齢化に伴う人口減少の進展等による食料消費の量的変化
- ② 社会構造の変化に伴う消費者ニーズの多様化
- ③ 農林水産物の国内生産・流通構造の変化
- ④ 生鮮食料品等の流通の国際化
- ⑤ 東日本大震災の経験を踏まえた災害時対応機能の強化等の社会的要請の高まり

このような背景のもと、卸売業者や仲卸業者の経営や、開設者の財政は非常に厳しい状況にあり、以下の点が大きな課題となっている。

- ① 卸売市場における経営戦略の確立
- ② 立地・機能に応じた市場間における役割分担と連携強化
- ③ 産地との連携強化と多様化する実需者ニーズへの的確な対応
- ④ 卸売市場における法令遵守の徹底及び品質管理の推進
- ⑤ 卸売市場に対する社会的要請への適切な対応

2 計画の基本方針

以上の背景と課題を踏まえ、次の項目を基本方針とする。

- ① 各市場の経営展望に基づく将来を見据えた市場運営の実践
- ② 市場間の連携等による市場機能の強化と集出荷体制づくり
- ③ 産地と連携した特色ある品揃えや経営の多角化等による新たな取組への挑戦
- ④ 卸・仲卸業者における経営体質の強化及び品質管理の高度化の推進
- ⑤ 東南海・南海地震等の大規模災害に備えた事業継続体制の確立

第4 卸売市場の適正な配置の方針

1 流通圏の設定

青果物、花き、水産物、食肉については、以下の状況を踏まえ県全域を1つの流通圏とする。

- ① 地域人口及び各卸売市場の出荷者、買受人の減少傾向
- ② 道路交通網の整備、情報技術・予冷保冷・輸送技術の進展等による流通の広域化
- ③ 大規模小売店、外食産業等の広域チェーン展開による買受人の大型化
- ④ 農協・漁協の県域化による出荷者の大型化
- ⑤ 規制緩和に伴う他県市場との競争激化等

2 市場整備の考え方

(1) 基本方針

- ①統合・再編は当事者が合意した市場のみ実施する。
- ②市場機能が著しく低下している市場は、統合・再編を促す。
- ③地域拠点市場と連携市場を定める。

(2) 地域拠点市場と連携市場（水産物産地市場を除く。）

地域において集荷力の強化を図る拠点又は災害時に防災拠点となるなど、地域内の生鮮食料品等の流通において重要な役割を担う地方卸売市場を地域拠点市場に定める。

また、地域拠点市場以外の市場を連携市場として定め、地域拠点市場を核とした出荷情報の共有、共同荷受・集荷・転送、産地指導育成等の取組により、立地・機能に応じた市場間における役割分担と連携強化を進める。

(3) 地域拠点市場の指定条件

以下の3点を条件とする。

①目標年度（平成32年度）における取扱数量の見込み

主たる取扱品目	取扱数量
青果物	原則として15,000トン以上
水産物	原則として7,000トン以上
花き	原則として2,000万本相当以上
食肉	定めない

※災害時に防災拠点となる市場は除く

②経営展望の策定

地域拠点市場においては、開設者及び市場関係業者が一体となって、当該卸売市場が置かれている状況について客観的な評価を行った上で、それぞれの卸売市場のあり方・役割、機能強化等の方向性、将来の需要・供給予測を踏まえた市場施設の整備の考え方、コスト管理も含めた市場運営の方針等を明確にした経営展望を策定するものとする。

経営展望で定めた基本戦略及び行動計画については、これを可能な範囲で生産者、実需者等へ開示するとともに、開設者や市場関係業者がそれぞれの立場で、あるいは相互に連携・協力しながら、着実に遂行するものとする。

あわせて経営展望の実効性を高め、卸売市場を取り巻く情勢変化に的確に対応する観点から、行動計画の遂行状況について定期的にレビューを行い、必要に応じて経営展望の見直しに取り組むものとする。

③取組内容

他の地方卸売市場との統合・再編又は他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に取り組むことを基本としつつ、これらの措置に取り組むことが困難な場合には、産地や実需者との連携による市場機能の強化等に計画的に取り組むものとする。

3 配置計画

(1) 青果物・花き卸売市場

①配置計画

- ・別表1（P8）のとおり配置する。
- ・佐伯中央青果・佐伯大同青果・佐伯青果を統合し、佐伯青果市場とする。
- ・その他は当事者が合意した市場のみ統合・再編する。

②地域拠点市場

国の卸売市場整備基本方針（H28.1.14策定）第2の2に規定する地域拠点市場は次のとおりとする。

青果物	大分市公設地方卸売市場 別府市公設地方卸売市場 佐伯青果市場
花き	大分園芸花市場

(2) 水産物市場

①配置計画

- ・別表2（P9）のとおり配置する。
- ・国東市の3市場及び佐伯市蒲江の3市場をそれぞれ統合する。
- ・県漁協の3市場（真玉、杵築、日出）を廃止する。
- ・その他の産地市場は存置し、消費地市場は当事者が合意した市場のみ統合・再編する。

②地域拠点市場

国の卸売市場整備基本方針（H28.1.14策定）第2の2に規定する地域拠点市場は次のとおりとする。

水産物	大分市公設地方卸売市場
-----	-------------

(3) 食肉市場

①配置計画

- ・別表2（P9）のとおり配置する。
- ・大分県畜産公社の食肉処理施設において、継続的な卸売の業務が開始される際に食肉市場に指定する。

②地域拠点市場

国の卸売市場整備基本方針（H28.1.14策定）第2の2に規定する地域拠点市場は次のとおりとする。

食肉	大分県畜産公社
----	---------

第10次大分県卸売市場配置計画(青果物・花き)

(青果物卸売市場)

流通圏	所在市町村名	市場名	計画区分	第10次整備計画
県全域	大分市	大分市公設地方卸売市場 ①	拠点	当事者が合意した市場のみ統合・再編
	別府市	別府市公設地方卸売市場 ②	拠点	
	中津市	中津中央青果(株) ③	連携	
	〃	中津大同青果(株) ④	連携	
	豊後高田市	(有)高田中央青果市場 ⑤	連携	
	宇佐市	長洲青果(協) ⑥	連携	
	〃	長洲中央青果市場(協) ⑦	連携	
	日田市	日田中央青果水産(株) ⑧	連携	
	玖珠町	(株)玖珠青果 ⑨	連携	
	杵築市	(株)杵築中央青果市場 ⑩	連携	
	大分市	(株)鶴崎青果魚市場 ⑪	連携	
	臼杵市	臼杵青果市場(株) ⑫	連携	
	〃	(株)臼杵田口青果市場 ⑬	連携	
	竹田市	(株)竹田青果市場 ⑭	連携	
	佐伯市	佐伯中央青果(株) ⑮	統合	統合予定(30年度) 「佐伯青果市場」 ※統合後の計画区分は「拠点」
	〃	佐伯大同青果(株) ⑯	統合	
	〃	佐伯青果(株) ⑰	統合	
計		17		

(花き卸売市場)

流通圏	所在市町村名	市場名	計画区分	第10次整備計画
県全域	大分市	(株)大分園芸花市場 ①	拠点	当事者が合意した市場のみ統合・再編
	中津市	(株)中津花市場 ②	連携	
	別府市	別府市公設地方卸売市場 ③	連携	
計		3		

第10次大分県卸売市場配置計画(水産物・食肉)

(水産物卸売市場)

流通圏	産地・消費地 区分	所在 市町村名	市場名		計画区分	第10次整備計画	
県全域	産地市場 (主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売する機能を有す)	豊後高田市	県漁協真玉魚市場	①	廃止	廃止予定	
		宇佐市	県漁協宇佐魚市場	②	存置	} 統合予定(32年度)	
		国東市	県漁協くにさき魚市場	③	統合		
		"	県漁協武蔵魚市場	④	統合		
		"	県漁協安岐魚市場	⑤	統合		
			杵築市	県漁協杵築魚市場	⑥	廃止	廃止予定
			日出町	県漁協日出魚市場	⑦	廃止	廃止予定
			"	県漁協大神魚市場	⑧	存置	} 統合予定(32年度)
			大分市	県漁協佐賀関魚市場	⑨	存置	
			臼杵市	県漁協臼杵魚市場	⑩	存置	
			津久見市	県漁協津久見魚市場	⑪	存置	
			佐伯市	佐伯市公設水産鶴見市場	⑫	存置	
			"	県漁協米水津魚市場	⑬	存置	
			"	県漁協蒲江魚市場	⑭	統合	
			"	県漁協下入津魚市場	⑮	統合	
			"	県漁協元猿魚市場	⑯	統合	
		小計		16			
	消費地市場 (消費地に近く、仲卸や買参人に水産物を卸売する機能を有す)	大分市	大分市公設地方卸売市場	①	拠点	} 当事者が合意した市場のみ統合・再編	
		中津市	中津魚市(株)	②	連携		
		豊後高田市	(株)高田魚市場	③	連携		
		別府市	別府市公設地方卸売市場	④	連携		
		大分市	(株)鶴崎青果魚市場	⑤	連携		
		佐伯市	佐伯市公設水産葛港市場	⑥	連携		
		日田市	日田中央青果水産(株)	⑦	連携		
	小計		7				
	計		23				

(食肉卸売市場)

流通圏	所在 市町村名	市場名	計画区分	第10次整備計画
県全域	豊後大野市	(株)大分県畜産公社	①	拠点 新設予定(30年度)
計			1	

第5 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

1 立地に関する事項

卸売市場の立地については、大規模小売業者、外食産業事業者等の広域チェーン展開等による生鮮食料品等の流通の広域化、市街地等の交通混雑、災害時の対応等を勘案し、開設者及び卸売業者等の円滑かつ安定的な業務運営が確保されるよう、十分な見通しを踏まえて行うこと。この場合、特に次の事項について留意するものとする。

- (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。特に、流通業務施設の整備に関する基本方針との関連性に配慮すること。
- (2) 道路など生鮮食料品等の流通に関連する公共インフラの整備計画との整合性が確保され、かつ、災害時等も考慮して交通事情が良好な場所であること。
- (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保された地形であること。
- (4) 生鮮食料品等の安全・衛生上、適切な環境にある地域であること。

2 施設の種類に関する事項

施設の種類の種類は、次のとおりとし、商品・小売の形態や取引方法の変化・多様化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全や環境問題に対する社会的要請の高まり等に対応する施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に十分配慮するものとする。

- ・ 売場施設
- ・ 衛生施設
- ・ 福利厚生施設
- ・ 駐車施設
- ・ 情報・事務処理施設
- ・ 関連事業施設
- ・ 貯蔵・保管施設
- ・ 管理施設
- ・ 以上の施設に附帯する施設
- ・ 輸送・搬送施設
- ・ 加工処理施設

なお、水産物産地市場については、以上のほかに、海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を実情に応じ整備するものとする。

3 施設の規模に関する事項

別記1（P18参照）に基づいて算定される施設規模を確保するものとする。

4 施設の配置、運営及び構造に関する事項

卸売市場施設の配置、運営及び構造については、卸売市場で取り扱う生鮮食料品等の品質管理の向上や加工処理等の機能の強化、さらには環境問題へのより積極的な取組や災害時等の緊急事態への対応機能の強化等に向けて、特に次の事項に留意する。

その際、公設卸売市場においては、公営企業の経営原則を踏まえ、健全な市場会計が確保されるよう適切な施設整備と運営の合理化に努め、施設管理における民間委託の推進や地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者制度の活用等も検討し、整備・運営コストと市場使用料の抑制等に努めるものとする。

- (1) 卸売市場施設については、費用対効果や市場経営に及ぼす影響、共同施設の利用に関する卸売業者や仲卸業者等の市場関係業者間の調整、それら業者の経営への影響等を考慮しつつ、当該卸売市場の経営戦略に即した計画的な整備・配置を推進すること。
- (2) 産地との連携強化により魅力的かつ特色ある商品の品揃えを充実させ、それらに係る集荷・販売力を強化するため、高品質な生鮮食料品等の円滑かつ効率的な集荷、選果・選別等に対応可能な貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。
- (3) 大規模小売業者、専門小売業者及び外食産業事業者等のニーズへの対応を強化するため、提供する多様なサービスに応じた加工処理施設、貯蔵・保管施設、輸送・搬送施設等の整備・配置を計画的に推進すること。
また、施設の配置に当たっては、関連ノウハウを有する加工業者等の市場外業者との連携も考慮すること。
あわせて、消費者ニーズに応える商品供給のため市場関係業者が一体となって行うリテイルサポート（小売支援活動）等の取組に配慮した施設の運営に努めること。
- (4) 卸売市場における品質管理に対する生産者及び実需者のニーズに対応するため、低温の卸売場や荷さばき場、温度帯別冷蔵庫等の低温（定温）管理・多温度帯管理施設や、衛生施設等の品質管理の高度化に資する施設の整備・配置を計画的に推進すること。
その際、HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の考え方を採り入れた品質管理や、外部監査を伴う品質管理認証の取得に取り組む卸売市場にあつては、必要となる施設の早急な整備・配置に努めること。
また、施設運営に当たっては、コールドチェーンシステムの確立を含めた取扱物品の品質管理を徹底する観点から、適切な温度管理の徹底に十分配慮すること。
- (5) 卸売市場が国産農林水産物の輸出に係る拠点としての機能を発揮するため、必要に応じて、輸出先が求める品質管理、小分け・包装、多品目混載等に対応可能な施設を整備・配置すること。
- (6) 太陽光発電等による新たなエネルギーの産出とその活用、省電力設備の導入のほか、食品廃棄物、容器包装等のリサイクルに資する施設や塵埃及び汚水の処理施設の整備・配置、さらには通い容器の導入等による物流業務の効率化に努めるとともに、管理棟の木質化を推進すること。
- (7) 大規模増改築等卸売市場施設の新設に当たっては、原則として外気の影響を極力遮断する閉鎖型の施設とすること。

- (8) 施設配置に当たっては、場内搬送経路の最適化を十分考慮するとともに、必要に応じて自動搬送施設の導入等を行うこと。また、場外における交通渋滞等を緩和するため、車両誘導の効率化等を図ること。
- (9) 物流業務の効率化を図るため、生鮮EDI標準（受発注等の情報を電子的に交換する方法の標準的な取決め）や電子タグ（メモリ機能を有する極小のICチップとアンテナを内蔵した荷札）導入等による情報通信技術の活用を図ること。
また、環境にやさしい通い容器等の導入と一時保管場所の確保及びそれに対応した搬送施設の整備に努めること。
- (10) 卸売市場施設の構造については、流通事情の変化や情報通信技術の進展に柔軟に対応できるものとする。
- (11) 卸売市場に対する理解醸成とともに、卸売市場の多様な機能の発揮を図る観点から、必要に応じて、展示・見学施設、研修施設、多目的ホール、アメニティー機能（快適性）を持つ施設等関連施設の整備を図るほか、周辺環境との調和を図る観点から可能な限り緑地帯等を設置すること。

第6 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

卸売市場における公正な取引と透明性をもった適切な価格形成を引き続き確保する。その際、取引規制の基本原則は維持しつつ、特に次の事項に留意して、効率的な取引の確保や卸売業者及び仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、その活性化を図る。

- (1) 各卸売市場においては、市場取引委員会の場等を活用して十分な議論を行い、卸売業者と仲卸業者との連携の下、それぞれの卸売市場に適合したバリューチェーン（生産から加工、流通、販売に至るまで、各事業が有機的につながり、それぞれの工程で付加価値を生み出していくプロセス）の構築やサプライチェーンマネジメントシステム（商品供給最適管理システム）の確立等による市場流通の効率化に積極的に取り組むこと。
- (2) 卸売市場の集荷力の低下や産地と実需者間における直接取引の拡大に対応するため、複数の卸売市場間における効果的な連携や、新商品の開発等のための産地や実需者との連携を推進し、市場取引の活性化を図ること。
なお、市場間連携に取り組むに当たっては、卸売市場における取引秩序に混乱を来すことのないよう、市場取引委員会の場等を活用して利害関係者の意見を十分に聴くとともに、協定等の締結や資本関係の構築等を積極的に行うことにより、卸売市場ごとの強みを十分に発揮した共存・共栄関係の構築に努めること。

- (3) 卸売市場における売買取引の方法については、実需者の要望や地元生産者及び中小買受人の安定的な取引機会にも配慮しつつ、卸売市場及び品目ごとの特性に応じた合理的な方法を設定し、これを遵守すること。
なお、売買取引の方法については、市場取引委員会の場合等において不断の検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- (4) 生産者や実需者のニーズに対応した迅速かつ的確な取引を推進するため、必要に応じて、法令で定められた取引ルールに係る例外措置の適切な活用を図ること。
特に、卸売市場の売買取引における情報通信技術の利用を一層推進するため、電子商取引の導入を推進すること。
- (5) 開設者においては、売買取引に係る事務手続について、市場取引委員会の場合等を活用して利害関係者の意見を十分に聴き、法令の範囲内でより迅速かつ簡易なものとする等柔軟な運用に努めること。
特に、負担軽減を図るため、法令に規定されていない事務手続の原則廃止、事務手続の電子化への移行等を積極的に講じ、事務手続の簡素化を徹底すること。
また、情報通信技術の活用や生鮮EDI標準の導入、様式・書式の統一等による事務の効率化に向けた取組を推進すること。
- (6) 卸売市場における価格形成の透明性を維持向上し、公正な取引を推進するため、市場関係者間において十分な議論を行った上で、時系列で整理した取引情報の提供やインターネット上における検索機能の充実、データ保存期間の延長等、関係者の利便性の配慮に努めること。
- (7) 大規模小売業者等の優越的な地位の濫用により、卸売市場における価格形成において需給以外の要素で価格が形成されることのないよう、各卸売市場においては、取引条件の明確化、書面化の促進等について積極的に取り組むとともに、優越的な地位の濫用が疑われる行為があった場合に行政の相談窓口の積極的な活用を図ることにより、卸売市場における適正な取引環境の形成に努めること。
- (8) 卸売市場における売買取引について、円滑・確実な決済を確保すること。また、各卸売市場においては、それぞれの取引実態等をよく踏まえた上で、決済事故に対するリスクを軽減する方策について十分な議論を行うこと。
- (9) 公正な取引と機動的かつ効率的な市場運営を確保するため、開設者は、各卸売市場の実態に応じて、市場取引委員会について、実務担当者から成る部会の設置等による機動的・弾力的な開催や、学識経験者等への委員委嘱等を通じ、経営戦略的な視点から卸売市場全体としての統一的な意思決定を的確に行うよう努めること。
- (10) 取扱物品に対する消費者等の信頼を確保するため、①原産地表示の徹底等による公正な取引の確保、②生産履歴情報等の適切な確認・伝達、③食品衛生上不良な食品の流通防止に向けた検査体制の充実、④生鮮食料品等の仕入先及び仕入日、販売

先及び販売日等の入出荷に係る記録の適切な作成・保存を通じたトレーサビリティの確保に取り組むこと。

なお、その際には業務の効率化を通じたコストの削減に最大限努力すること。

- (11) 卸売市場関係業界における自主行動計画や、卸売業者及び仲卸業者における企業行動規範の策定を推進すること等により、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に努めること。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意する。

- (1) 商品形態の変化、多温度帯流通の進展、卸売市場の休業日の増加等に対応した施設の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 加工処理施設、貯蔵・保管施設及び輸送・搬送施設の整備に当たっては、電子商取引、予約相対取引や見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の変化、荷さばき、保管、搬送等の効率化等に配慮すること。
また、場外保管施設の適切な活用を推進すること。
- (3) 自動荷さばき・搬送システム、パレット輸送システム、自動倉庫等の体系的利用により、荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

3 物品の品質管理の高度化に関する事項

開設者、卸売業者、仲卸業者等は、品質管理の責任者を設置し、責務を明確化するとともに、鮮度保持のための温度管理、施設・用具の洗浄殺菌、場内搬送車両の無公害化等を内容とする品質管理高度化マニュアルを策定し、遵守状況について不断の検証を行うことで、荷受けから配送に至るまでの各段階において品質管理の高度化に取り組むこと。

この場合、水産物を取り扱う卸売市場においては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく公衆衛生の見地から必要な施設の基準や公衆衛生上講ずべき措置の基準を遵守すること。

さらに、卸売市場における品質・衛生管理の質的向上を図り、その機能と信頼を向上させる観点から、各卸売市場においては、基本的な衛生管理の徹底のみならず、HACCPの考え方を採り入れた品質管理や外部監査を伴う品質管理認証の取得等を通じたより組織的・体系的な品質管理体制の構築を図ること。

特に、輸出に取り組む卸売市場にあつては、輸出先の法令で求められるHACCPに基づく衛生管理の導入等の品質管理の高度化に取り組むこと。

第7 卸売業者及び仲卸業者等の経営の合理化に関する事項

1 経営改善の取組み

(1) 経営体質の強化、従業員の資質向上

卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保し、十分な卸売機能を果たしていくため、経営規模の拡大及び経営体質の強化を図ることとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化システムの導入等による生産性の向上に努めること。

その際、市場間、市場内、市場外流通等による競争実態、情報システムの整備状況等を踏まえつつ、合併や営業権の譲受け等による統合大型化や株式上場による資本強化、さらには卸売市場を越えた卸売業者間の資本関係の構築、仲卸同士の合併等による連携関係の強化を図ること。

この場合において、卸、仲卸の目標年度における従業員1人当たりの取扱金額の水準（次表）を達成することを目安とするとともに、異なる卸売市場や取扱品目を異にする卸売業者、仲卸業者同士の統合大型化や連携強化も視野に入れた対応を行うこと。

卸売業者の従業員一人当たりの取扱い金額の水準

(単位：百万円)

市場別	部類別	青果物 卸売業者	水産物 卸売業者	花き 卸売業者
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)		130	160	90

(注) この表に示す水準は、平成25年度の価格水準で、経営コストの低減や取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

仲卸業者の従業員一人当たりの取扱い金額の水準

(単位：百万円)

市場別	部類別	青果物 仲卸業者	水産物 仲卸業者	花き 仲卸業者
地方卸売市場 (水産物産地市場を除く)		90	80	50

(注) この表に示す水準は、平成25年度の価格水準で、経営コストの低減や取引規模の拡大を図る観点から示したものである。

(2) 経営改善と人材の育成

経営再編によるコストの低減を図ること。また経営能力を有する人材の育成、新規労働力の確保とその教育、熟練労働力、若手及び女性の活用等を通じた人的資源の強化に取り組むとともに、責任体制の確立に努めること。

(3) 経営の多角化による経営基盤強化

パッケージセンター、カット野菜等加工施設の設置や、食品加工業者や生産者と

連携した6次産業化による付加価値の高い新商品開発と販売に積極的に取り組むこと。

また、食品加工業者や飲食チェーン店等の業務用需要への買取販売による臨機応変の対応や農家との契約栽培による学校給食への食材供給など、経営の多角化により「The・おおいた」ブランド戦略と地産地消の推進を図ること。

2 市場取引活性化への取組み

(1) 実需者ニーズへの的確な対応

大規模小売業者、専門小売業者、外食産業事業者等のニーズへ適切に対応し、経営体制の強化を図るため、加工処理機能、貯蔵・保管機能及び輸送・搬送機能の強化に取り組むこと。

併せてニーズの把握と産地へのフィードバックを的確に行うことにより、これまで卸売市場が中心に扱ってきた規格品に加え、有機農産物等の特色ある地場産品や規格外品等について、これらの流通の特性も踏まえた上で、品揃えの強化を図ること。

また、過疎地域における買物弱者対策についても小売業者等との連携を図ること。

(2) 多様化する取引への対応

予約相対取引の活用等により、食品加工業者、外食産業事業者、大規模小売業者等における定時・定量・定価格での安定的取引に対するニーズへの積極的な対応を図ること。

その際、天候不順等により契約数量の確保が困難な場合のリスク負担のあり方等について契約当事者間で十分に協議すること。

3 卸売業者に係る財務基準

卸売業者は財産の状況について、次の基準を満たすよう努めること。

- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率1.0以上
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率0.1以上
- (3) 連続する3以上の事業年度において経常損失を生じないこと。

第8 その他

1 情報化は、取引の公開性を高め、多様な取引方法の導入に資するなど、迅速かつ的確な取引を推進する前提となることに加えて、市場行政の効率化、取引事務のペーパーレス化、物流の省力化等市場運営及び関係業者の経営の合理化に直結することから、早急にその推進を図ること。

2 最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等卸売市場の労働環境の改善を通じた魅力ある職場づくりに努めること。

3 関連事業者については、卸売市場が食料品総合卸売センターとしての機能や、加工、配送、保管等のニーズに対応した機能の充実を図る上でも重要なことから、その体質改善と経営の活性化を図ること。

4 災害時等の緊急事態に際し卸売市場が果たす機能の重要性に鑑み、防災性に配慮した施設整備を行うとともに、協定締結等を通じた自治体等関係機関との連携強化や災害発生時に備えた複数市場間におけるネットワーク構築等を通じて、緊急事態に際しても、卸売市場の機能が可能な限り維持されるよう努めること。

特に、開設者、卸売業者、仲卸業者等は、緊急事態に際しても業務を確実に継続できるような体制を確立するため、BCP（事業継続計画）の策定に取り組むこと。

また、食の安全に係る事件、事故等が発生した場合でも、客観的事実や科学的根拠に基づき、公正な取引の確保及び適切な価格形成に努めること。

5 市民のための卸売市場の役割を重視し、卸売市場への理解を醸成し、「食」や「日本食文化」に関する卸売市場の知見を消費者に効果的に提供する観点から、食のイベント、学校教育のための市場見学会等の市民と卸売市場との交流を深める機会の確保や消費者を対象とした表示等に関する講習会、料理教室等の機会の提供等の取組を推進すること。

その際、卸売市場は生鮮食料品等の卸売を行う場であることを前提としつつ、卸売業務への影響や市場内の衛生管理、入場者の安全の確保等に十分留意するとともに、市民の入場可能時間の設定も含めて事前に関係者間で十分な調整を図ること。

また、卸売市場が生鮮食料品等を地域内に安定的に供給するための基幹的な社会インフラであるとの認識の下、地域社会との共生や地域の小売業者等との協働にも配慮すること。

6 卸売市場に関する情報については、取引結果及び卸売業者の財務を適切に公表するとともに、広く消費者に対し卸売市場の役割、生鮮食料品等に対する知識、消費者の信頼向上に向けた市場関係者の取組状況等について発信・普及するため、インターネット等を活用し、卸売市場に関する様々な情報を効果的・効率的に広く公開・提供するよう努めること。

第9 計画推進に向けた取組み

1 この計画の推進のため、県及び市場関係者により構成する大分県卸売市場整備計画推進会議を設置する。

2 県は、計画達成のため、国、県の支援制度や融資制度を活用するとともに、助言、指導、情報提供に努めることとする。

3 市場関係者は、自主性を発揮しつつ、計画の方向性に沿って取り組むこととする。

別記 1

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、過去の取扱数量等を基に、目標年度における1日当たり市場流通の規模を推定し、次の算式により行う。

$$S_i = \frac{g_t \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i : 目標年度における売場施設の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

f_i : 売場施設経由率

μ_i : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱数量

R_i : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

2 その他の卸売市場施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行う。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たり市場流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して、次の算式により行う。

$$S_t = 25\text{m}^2 \cdot \left(\frac{g_t}{\mu_o} + M \right)$$

S_t : 目標年度における駐車場の必要規模

g_t : 目標年度における1日当たり市場流通の規模

μ_o : 1台当たり積載数量

M : その他業務用及び通勤用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び円滑な市場内交通を確保する建物外部の通路の必要規模を加算して得られる規模と卸売市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで、次の算式により行う。

$$S = (1 + a) \cdot (\sum S_i + S_t + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

S_i : 各施設の必要規模

S_t : 駐車場の必要規模

R : 建物外部の通路の必要規模

県内卸売市場・卸売業者一覧(平成28年4月1日現在)

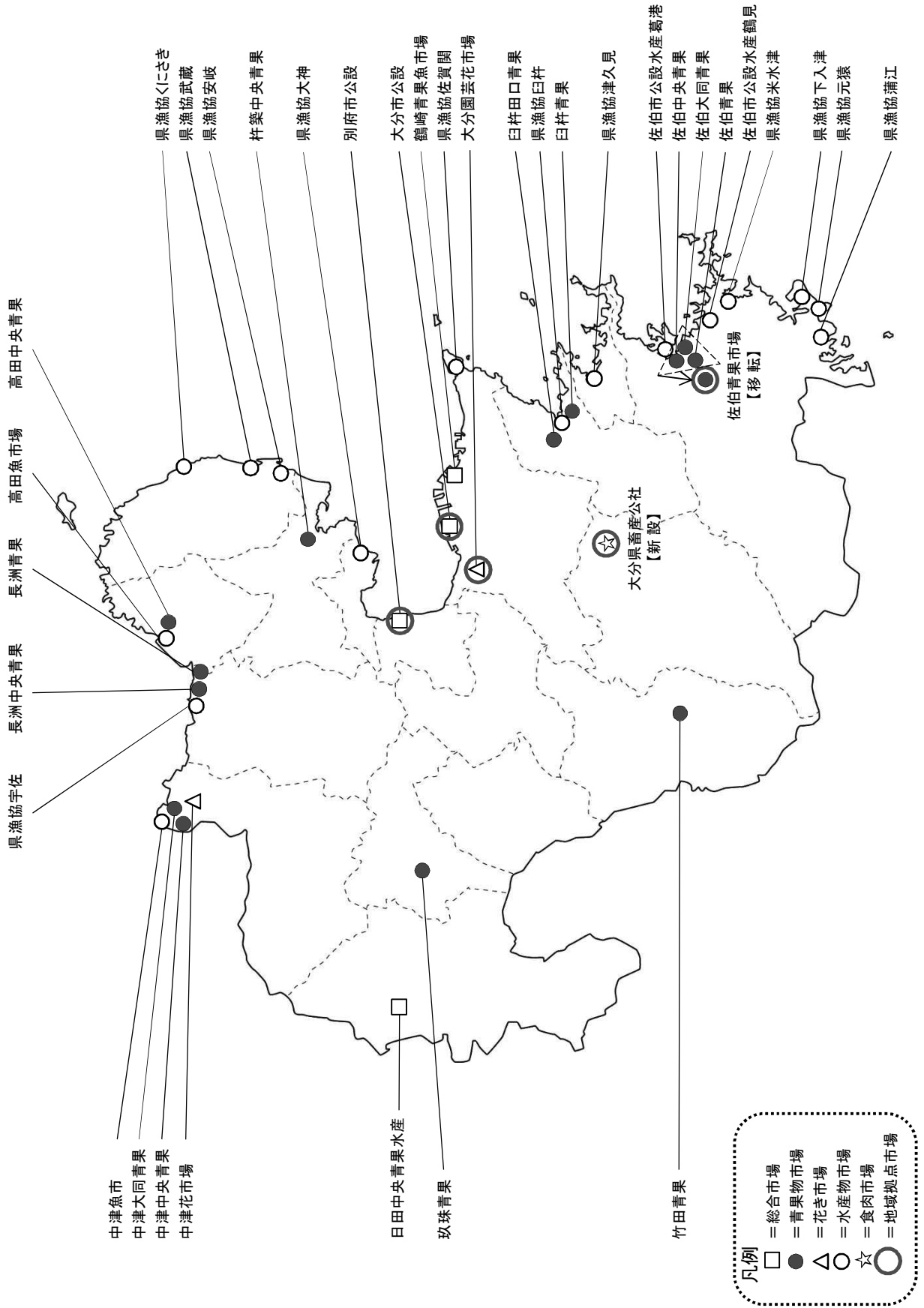
区分	市場名	取扱品目	卸売業者名	認可区分
総合市場	別府市公設地方卸売市場	青果	別府青果(株)	地
	"	水産	(株)別府魚市	地
	"	花き	協同組合別府花市場	地
	大分市公設地方卸売市場	青果	丸果大分大同青果(株)	地
	"	水産	大分魚市(株)	地
	"	水産	(株)大分水産	地
	地方卸売市場(株)鶴崎青果魚市場	青果・水産	(株)鶴崎青果魚市場	地
	地方卸売市場日田中央青果水産(株)	青果・水産	日田中央青果水産(株)	地
	地方卸売市場中津中央青果(株)	青果	中津中央青果(株)	地
	地方卸売市場中津大同青果(株)	青果	中津大同青果(株)	地
青果物市場	地方卸売市場(有)高田中央青果市場	青果	(有)高田中央青果市場	地
	地方卸売市場長洲青果協同組合	青果	長洲青果協同組合	地
	長洲中央青果市場協同組合	青果	長洲中央青果市場協同組合	地
	地方卸売市場(株)杵築中央青果市場	青果	(株)杵築中央青果市場	地
	地方卸売市場臼杵青果市場(株)	青果	臼杵青果市場(株)	地
	地方卸売市場(株)臼杵田口青果市場	青果	(株)臼杵田口青果市場	地
	地方卸売市場佐伯青果(株)	青果	佐伯青果(株)	地
	地方卸売市場佐伯中央青果(株)	青果	佐伯中央青果(株)	地
	地方卸売市場佐伯大同青果(株)	青果	佐伯大同青果(株)	地
	地方卸売市場(株)竹田青果市場	青果	(株)竹田青果市場	地
	地方卸売市場(株)玖珠青果	青果	(株)玖珠青果	地
	(うち、その他市場1)			13
	計			

※ 地＝地方卸売市場(29市場)、そ＝その他(規模未満)市場(6市場)

区分	市場名	取扱品目	卸売業者名	認可区分
花き市場	地方卸売市場(株)中津花市場	花き	(株)中津花市場	地
	地方卸売市場(株)大分園芸花市場	花き	(株)大分園芸花市場	地
(うち、その他市場5)				2
水産物市場	地方卸売市場中津魚市(株)	水産	中津魚市(株)	地
	地方卸売市場(株)高田魚市場	水産	(株)高田魚市場	地
	地方卸売市場大分県漁協宇佐支店魚市場	水産	大分県漁業協同組合	地
	大分県漁協くさき支店魚市場	水産	大分県漁業協同組合	地
	大分県漁協武蔵支店魚市場	水産	大分県漁業協同組合	地
	大分県漁協安岐支店魚市場	水産	大分県漁業協同組合	地
	大分県漁協日出支店大神魚市場	水産	大分県漁業協同組合	地
	地方卸売市場大分県漁協佐賀関支店魚市場	水産	大分県漁業協同組合	地
	地方卸売市場大分県漁協臼杵支店魚市場	水産	大分県漁業協同組合	地
	地方卸売市場大分県漁協津久見支店魚市場	水産	大分県漁業協同組合	地
	佐伯市公設水産地方卸売市場葛港市場	水産	(株)佐伯魚市場	地
	佐伯市公設水産地方卸売市場鶴見市場	水産	大分県漁業協同組合	地
	地方卸売市場大分県漁協米水津支店魚市場	水産	大分県漁業協同組合	地
	地方卸売市場大分県漁協蒲江支店魚市場	水産	大分県漁業協同組合	地
	大分県漁協下入津支店元猿魚市場	水産	大分県漁業協同組合	地
	地方卸売市場大分県漁協下入津支店魚市場	水産	大分県漁業協同組合	地
	(うち、その他市場5)			16
計				27

※ 1年以上休止している県漁協真玉魚市場、杵築魚市場、日出魚市場は除く

■ 県内卸売市場位置図



大分県卸売市場審議会委員名簿

平成28年4月1日現在

氏名	所属団体等	備考
福田 晋	九州大学農学研究院教授	会長
立松 洋子	別府大学短期大学部食物栄養科教授	
岩崎 美紀	中小企業診断士	
大村 正子	大分県生活学校運動推進協議会副会長	
仲摩 清美	生活協同組合コープおおいた理事	
安部 澄子	大分県栄養士会会長	
村上 年夫	大分県青果物卸売市場連合会会長	
角 晴義	大分県魚市場連合会会長	
菊谷 晴美	大分園芸花市場代表取締役社長	
川野 英明	大分県青果小売商業協同組合連合会会長	
永野 哲雄	大分園芸花商組合組合長	
安東 則弘	大分市水産物仲卸協同組合理事長	
穴見 修一	大分県農業協同組合代表理事理事長	副会長
山本 勇	大分県漁業協同組合代表理事組合長	
徳丸 明美	J A大分県女性組織協議会委員	
浪井 洋子	大分県漁業協同組合女性部部长	
浦勇 正也	大分市公設地方卸売市場場長	
吉野 武	別府市公設地方卸売市場場長	
川野 義和	佐伯市公設水産地方卸売市場場長	
19名		